

国名	中国
公的年金の体系	<p>※都市部就業者の年金制度を図示（以下同様）。</p> <p>※都市部非就業者、農村部住民については任意加入の別途の制度あり（本文8.参照）</p>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部の被用者◎</li> <li>・都市部の自営業者◎（地域によっては△）</li> </ul>
保険料率（2015年）	<p>企業 賃金×20% (全て1階部分（社会プール）へ拠出)</p> <p>従業員 賃金×8% (全て2階部分（個人勘定）へ拠出)</p> <p>※賃金には諸手当も含む。また保険料計算の基礎となる賃金の上限は、地域の平均賃金の300%</p>
支給開始年齢	<p>男子：60歳 専門職女子：55歳、その他女子：50歳 危険業務従事者（鉱山従事者等）：男子55歳、女子：45歳</p> <p>※支給開始年齢は、1階・2階で同じ ※いずれの場合も、15年以上の加入期間が必要</p>
基本受給額	給付水準は1階・2階あわせて、前年の平均賃金の4割程度
給付の構造	<p><u>1階部分</u> [(退職時における地域の前年の平均賃金+加入期間の平均賃金)/2]×加入期間×1%</p> <p><u>2階部分</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 加入期間が15年以上の場合 [個人勘定残高の元利合計]/支給開始年齢に基づいて定められた値(年金現価率に相当)</li> <li>② 加入期間が15年未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則的には加入要件（15年間）を満たすまで継続拠出</li> <li>・地域によっては、一時金払いの選択も可能</li> </ul> </li> </ol>
所得再分配	1階部分は定額給付を含むため所得再分配機能がある。
公的年金の財政方式	1階部分：給付建て、賦課方式、保険料（企業負担） 2階部分：拠出建て、積立方式、保険料（従業員負担）
国庫負担	国庫負担は原則なし（運営管理費用を除く）。ただし、人口構造の変化等によって年金保険基金の財政収支が赤字になった場合は赤字部分を別途積み立てた全国社会保障基金（国庫）によって補填する措置がある。
年金制度における最低保障	なし
無年金者への措置	都市部に関しては、最低生活保障制度（生活保護）、失業給付で対応
公的年金と私的年金	公的年金の上乗せの制度として、任意の私的（企業・個人）年金がある。 2004年に導入された拠出建ての企業年金制度（Enterprise Annuity：EA）は、企業と本人の両者による拠出が義務付けられており、資産残高の30%までは株式やファンド、投資型保険への投資が認められている。
国民への個人年金情報の提供	なし

## 中国の年金制度

片山ゆき（ニッセイ基礎研究所保険研究部研究員）

### 1. 制度の特色

中華人民共和国（以下、「中国」）の都市部における年金制度は、1994年に世界銀行が“Averting The Old Age Crisis”の中で推奨した3本柱の年金制度体系の理念を採用し、賦課方式と積立方式を組み合わせた2階建ての年金制度となっている点が特徴である。

以下では、都市部の被用者を対象とした年金制度を取り扱う。農村部住民及び都市の非就業者を対象とした制度については、8.（3）を参照されたい。

### 2. 沿革

中国は1949年10月に国家の成立が宣言され、1951年「中華人民共和国労働保険条例」の公布によって、全国統一の年金制度（養老保険制度）の基本的な枠組みが整備された。この制度への適用対象者は国営企業の従業員等に限定されていた。

1955年「国家機関職員退休処理に関する暫行弁法」及び「国家機関職員退職処遇に関する暫行弁法」によって、国家機関等の職員の年金制度が創設された。こうして、都市部に国営企業の従業員と国家機関等の職員に対する2つの年金保険制度が確立したが、1958年「企業従業員・政府機関職員の退休に関する暫定規定（草案）」によって、これらの制度が統合された。

1966-1976年の文化大革命の間は、その社会像が社会保障制度を批判・破壊するものであったため、社会保障制度の解体が余儀なくされた。1969年財務部の「国営企業財務活動の制度改革に関する意見書」によって、国営企業自身が年金保険の管理・運営を行うことになり、全国統一の年金制度は国営企業等の企業ごとの老齢年金保険へ移行された。

文化大革命後、1978年「労働者退休、退職に関する暫定弁法」によって、主に国営企業を適用対象に年金制度の実施・改正が行われたものの、実態としては企業年金保険のままであった。その後、適用対象が、1984年から集団部門の従業員、1988年から私営企業の従業員へ拡大された。年金制度等の保険の

提供を強制される国営企業等は、これらの強制がない外資企業等、他の形態の企業と比べて競争上不利になり、「企業保険」から「社会保険」への転換が求められるようになった。

1986年「国営企業において労働契約制を実行する暫定規定」が発行され、保険料負担について、従来の全額企業負担から、企業、個人、国家の3者負担制が導入された。

1991年「企業従業員の養老保険制度改革に関する国務院の決定」が公布され、国営企業ごとの年金制度は、省などの地域ごとに設けられた年金保険基金が管理・運営を行う制度へ変更された。これにより、年金保険料は地域ごとに社会プール化されるようになる。

1995年に、国務院からガイドライン「企業従業員の養老保険制度改革を進化することに関する通知」が公布され、賦課方式と積立方式（個人勘定）を組み合わせた新制度が導入された。

1997年には、国務院から「統一した企業従業員の基本養老保険制度の確立に関する決定」が公布され、企業と従業員個人の保険料率、給付算定式等が決定された。

2005年12月、「企業従業員の基本養老保険制度の改善に関する決定」が国務院から公布され、保険料率と給付算定式が変更された。また、全ての従業員、自営業者等が基本養老保険に加入することが勧告された。

2006年1月より、賦課方式の制度の保険料の徴収・年金給付を行う年金保険基金の財政状況が悪化したことを背景に、企業拠出の一部を個人勘定へ充当することを廃止し、企業拠出は全額1階賦課方式の制度に充当することとされた。

2009年2月、人材資源・社会保障部から「農民工参加基本養老保険弁法」及び「都市企業従業員基本養老保険関係移転接続暫定弁法」が公表された。前者では農民工との労働契約時における養老基本年金への加入の義務付け、後者では転職時における養老基本年金ポータビリティの方法が提示された。

2010年10月、社会保険法が全国人民代表大会常務委員会で採択され、2011年7月1日から施行された。社会保険法では各社会保険の法制化、年金基金の全国一元化、ポータビリティの確保に加えて、加入者

の範囲の明確化、保険料徴収の厳格化が定められ、中国における外国人被用者の社会保険加入も明示された。

### 3. 制度体系の概要

都市部の年金制度体系（基本養老保険）は、企業・個人が負担し、社会プール（1階賦課方式）と個人勘定（2階積立方式）の組み合わせとなっている。適用対象者は、都市部の被用者及び自営業者（保険料は原則として、前年の当該地域の平均賃金×28%）である。農村部から都市部へ移住した労働者は、従来は2階の個人勘定に積み立てたものを一時金で受け取ることしかできなかったが、2001年12月より、都市部の労働者と同じ年金給付の資格が付与されるようになった。

2014年末の加入者数は2億5,531万人で、都市就業者に占める割合は64.9%（2014年）である。また、60歳以上人口（農村部の人口も含む）に占める年金受給者の割合は40.5%である。

### 4. 給付算定方式、スライド方式、支給開始年齢

老齢給付は新制度実施後に就業し、加入年数が15年以上（「新人」）の場合、1階の賦課方式部分の給付は、地域の前年の平均賃金、加入期間の平均賃金、加入期間に応じて算定される。2階の積立方式の部分は個人勘定の残高を政府が決定した年金現価率で除した額が支払われる（表1参照）。給付水準は1階・2階あわせて、前年の平均賃金の4割程度である。

遺族給付は、1階部分より、葬儀補助金、残された扶養家族の人数に応じて救済金、2階部分より個人勘定の残高がそれぞれ一時金で支給される。個人勘定からの給付については、定年前に死亡した場合、2006年1月前までに企業が拠出した保険料に係る残高は、社会プール（積立金）に移換される。

なお、保険料は個人の賃金（諸手当を含む）ベース、給付は地域の前年の平均賃金ベースである点に注意が必要である。2014年、中国の都市部における被用者の平均給与は56,339元で、前年比9.4%増と大幅に増加している。

支給開始年齢は、男子60歳、専門職女子55歳、その他女子50歳である。ただし、鉱山従事者等危険業

表1 個人勘定（2階部分）の給付算定で適用される年金現価率

退職年齢	年金現価率
	（月数）
40	233
41	230
42	226
43	223
44	220
45	216
46	212
47	208
48	204
49	199
50	195
51	190
52	185
53	180
54	175
55	170
56	164
57	158
58	152
59	145
60	139
61	132
62	125
63	117
64	109
65	101
66	93
67	84
68	75
69	65
70	56

務従事者で、加入年数15年以上の者は、男子55歳、女子45歳で定年退職とされる。老齢年金の支給要件は上記年齢要件に加えて、15年以上の加入期間があることが要件とされている。

- ・「新人」（新制度実施後就業、加入年数15年以上の者）
 
$$[(\text{退職時における地域の前年の平均賃金} + \text{加入期間の平均賃金}) / 2] \times \text{加入期間} \times 1\% + [\text{個人勘定残高の元利合計}] / \text{年金現価率}$$
- ・「中人」（新制度実施前就業、新制度実施後退職、加入年数15年以上の者）
 新人の給付に加えて、保険料納付期間、年齢、その他の条件により加算金が支給される。
- ・「老人」（新制度実施前に退職した人）
 旧制度の給付（[地域の前年の平均賃金×20%] + [個人勘定残高/120]）が支給される。

## 5. 負担、財源

財源は被用者の場合は企業と従業員が負担する保険料で、保険料率は賃金（諸手当を含む）の28%（企業20%（1階部分へ拠出）、従業員8%（2階部分へ拠出））である。保険料計算の基礎となる賃金（日本でいう標準報酬）の上限は、地域の前年の平均賃金の300%である。

国庫負担は原則としてないが、1階賦課方式部分の年金制度を運営する管理費用（社会保険管理機構の入件費を含む）と、人口構造の変化等によって年金保険基金の財政収支が赤字になった場合、赤字部分の補填をするという救済措置をとっており、この点で国は年金制度への負担をしている。

## 6. 財政方式、積立金の管理運用

1階は賦課方式、2階は積立方式を採用している。保険料の管理、運用、年金給付は、各地域の基本養老保険基金が行っている。ただし、運用については、主に国債と預金に限られてきたが、2015年8月に、運用政策が緩和され、株式への投資（30%を限度）が解禁された。また、海外投資を除く、各種債券、MMF、先物取引、エクイティ投資等への投資も可能となった。加えて、各地域が年金給付に充てられなかった部分の一部を任意で拠出し、専門の年金管理機関へ委託運用することになった。

全国社会保障基金（国庫）の運用政策については、預金や国債（ただし、預金は10%以上）に加えて、40%までを証券・株式市場、20%までを企業債・地方債、10%までを信託融資での運用を認め、民間企業への出資も可能となった。海外への投資については外国証券への投資が総資産の20%までとなっている。

## 7. 制度の企画・運営体制

年金制度の企画は人材資源・社会保障部が行っている。年金制度の運営は、省及び直轄市等の地域ごとに設置された社会保険管理機構が実施しているが、現在、運営単位の統合が進められている。

## 8. 最近の論議や検討の動向・課題

（今後の見通し、評価を含む）

### （1）少子高齢化の進展

国家統計局によると、中国の65歳以上の人口の割合は、2014年末時点で10.1%となっており、高齢化社会（65歳以上人口の割合が7%以上）に突入している。高齢化のスピード（65歳以上の人口が7%から14%に推移するのに要する年数）は日本とほぼ同じ25年とされ、2025年に老齢人口が全体の14%を占める高齢社会に突入するとされている。13億7000万人（2014年）という人口を抱える中国では、1979年1月から始まった一人っ子政策による急速な高齢化の問題に加えて、所得が一定以上になる前に高齢社会を迎える「未富先老」が大きな問題となっている。

### （2）空帳問題と財政悪化

都市部の被用者（自営業者を含む）を対象とした年金制度において、1階の賦課方式部分の給付を行う年金保険基金の収支が悪化していることが問題となっている。また、2階の個人勘定について、一部の地域では個人勘定の資金が1階の賦課方式部分の給付費等に流用され、個人口座が空洞化する「空帳」問題が生じており、2014年時点での空帳の規模は3兆5000億元（約70兆円）に上ると試算されている。個人口座の補填については、2014年の時点では13の省・市・自治区が、基金として合計5,001億元（約10兆円）を積み立てる等の対策もとっている。

### （3）年金制度の統合

2014年4月、国務院は「都市住民・農村住民の基本養老保険制度の統合に関する意見」を公布し、農村部住民を対象とした年金制度と都市の非就業者を対象とした年金制度を統合し、都市・農村住民基本養老保険制度を創設した。農村住民を対象とした年金制度は1992年に開始され、2009年以降、国庫負担を伴う基礎年金が導入された。また、都市の非就業者を対象とした年金制度は、2011年6月に導入された制度であった。新たに創設された、都市・農村住民基本養老保険制度は、統合前の両制度を踏襲し、加入形態は任意加入で、対象年齢は16歳以上、保険料の設定は年額で、100元から100元毎に1000元まで

と1500元、2000元の12段階とした。ただし、具体的な保険料については各地域の状況に照らし合わせて決定される。保険料は加入に際して地方財政を財源とする補助金（年間30元）とともに個人口座に積み立てられる。給付は男女とも60歳からで、基礎年金が月額70元となっており（地域によって加算される）、これに加えて個人口座の積立金残高を139で除した金額が給付される。2014年末で加入者は5億107万人、そのうち1億4313万人が年金を受給している。

#### (4) 公務員の年金制度改革

2015年1月、国務院は「機関・事業単位の従業員の養老保険制度の改革に関する決定」を公布し、公務員の年金制度の改革を発表した。公務員はこれまで保険料負担がなく、全額税金負担であったが、企業の就業者と同様、本人が給与の8%，雇用主である機関や政府系企業が給与総額の20%を負担することになった。本人の拠出分は個人口座に、雇用主の負担分は当該地域を管轄する公務員専用の基金に積み立てられることになった。また、支給レベルを一定程度保つために上乗せ部分として「職業年金」が創設された。職業年金は、本人が給与の4%，雇用主が給与総額の8%を負担する。

給付は、1階部分として、当該地域の前年の平均給与に、保険料納付期間中の本人の平均給与と納付年数が加味された「基礎年金」が給付される。2階にあたる個人勘定（個人口座）は、積立金を年金現価率で除した金額が給付される。3階部分の職業年金については、その給付方法は公表されていない。

### 9. 企業年金

企業年金は2004年5月に「企業年金試行弁法」（基

本法則）及び「企業年金基金管理試行弁法」（投資運営規定）が施行され、確定拠出型の企業年金制度が導入された。企業年金制度は企業が基本養老保険（公的年金制度）に加入し、保険料を納めていることが要件とされている。掛金については、企業と本人の両者による拠出が義務付けられており、企業拠出は賃金総額の12分の1を上限、企業拠出と従業員拠出を合わせて賃金総額の6分の1を上限としている。2014年末で73,300社、2,293万人が加入し、基本養老保険の加入者に占める割合は9.0%にとどまっている。また、2014年末における資産残高は前年比27.4%増の7,689億元（約15兆4000億円）である。

掛金は金融機関（又は事業主が企業内に設置した企業年金理事会）が受託・運用するが、運用規制として流動性商品（銀行普通預金、MTN等）が5%以上、固定収益性商品（銀行定期預金、国債、金融債、企業債等）が135%以下、権益性商品（株式、ファンド、投資型保険商品等）が30%以下となっており、外国株式への投資は認められていない。

2014年1月からは、企業拠出の掛金について全額損金算入が可能となり、従業員拠出の掛金についても本人の前年の平均月給の4%までは課税所得から控除され、拠出時は非課税、給付時に課税するといった繰延べ措置が導入された。

管理・運用は個人口座によって行われ、転職時には転職先に口座を移管することができる。給付は国が定めた定年退職年齢に到達後に一括または分割して支給され、死亡時には口座残高が法定相続人に一括して支払われることになっている。